

## 長野県水資源の保全に関する条例（仮称）素案について

## 目 次

## I 総則

1. 目的
2. 定義
3. 基本理念
- 4～7 責務（県、事業者、土地所有者等、県民）
- 8～9 連携（市町村、国）

## II 水資源の保全に関する基本的施策

- 10 施策の基本方針
- 11 県民の理解の促進

## III 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

## i 水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本指針

- 12～13 基本指針（策定、配慮）

## ii 水資源保全地域

- 14 水資源保全地域の指定
- 15 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出
- 16 届出情報の公開
- 17～18 助言（届出者、土地所有者等）
- 19 報告及び立入検査
- 20 勧告
- 21 公表
- 22 水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求
- 23 市町村の条例との関係

## IV 補則

## V 附則

# 長野県水資源の保全に関する条例（仮称）素案

## I 総則

### 1 目的

この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、水源地の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置について必要な事項を定めることにより、水資源の保全対策の推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とします。

### 2 定義

必要な用語を定義します。

### 3 基本理念

(1) 水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることにかんがみ、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう推進されなければならないものとしします。

(2) 水資源の保全は、県、市町村、事業者、土地所有者等及び県民の適正な役割分担による協働により推進されなければならないものとしします。

### 4 県の責務

県は、基本理念を踏まえ、水資源の保全に関する施策を実施するものとしします。

### 5 事業者の責務

事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、水資源の保全に十分配慮するとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとしします。

### 6 土地所有者等の責務

土地所有者等は、基本理念を踏まえ、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとしします。

### 7 県民の責務

県民は、基本理念を踏まえ、水資源の保全に対する理解を深めるとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

## 8 市町村との連携

県は、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に向けた取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を要請するものとします。

## 9 国との連携

県は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

# Ⅱ 水資源の保全に関する基本的施策

## 10 施策の基本方針

(1) 知事は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

ア 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることにかんがみ、森林が有する水源をかん養する機能の維持増進を図ること。

イ 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。

ウ 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(2) (1)の基本方針は、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第7条第1項に規定する水環境保全総合計画に定めるものとする。

## 11 県民の理解の促進

県は、10の(1)の基本方針を踏まえ、水資源の保全に対する県民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

# Ⅲ 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

## i 水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本指針

## 12 基本指針の策定

(1) 知事は、水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）を策定するものとします。

(2) 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとします。

- ア 水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本的事項
  - イ 水資源保全地域の指定に関する事項
  - ウ 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項
- (3) 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- (4) 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとします。
- (5) (3)及び(4)の手続は、基本指針の変更を行う場合も同様とします。

### 13 基本指針への配慮

水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針に配慮するものとします。

## ii 水資源保全地域

### 14 水資源保全地域の指定

- (1) 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のため特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができるものとします。
- (2) (1)によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができるものとします。
- (3) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。
- (4) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、必要な縦覧手続を行わなければならないこととします。
- (5) 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及び指定の区域を告示しなければならないものとします。
- (6) 水資源保全地域の指定は、(5)による告示によってその効力を生ずるものとします。
- (7) (1)から(6)までの手続は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更を行う場合も同様とします。

## 15 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出

(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」といいます。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限ります。以下同じ。）をする契約（予約を含みます。以下「土地売買等の契約」といいます。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下「権利取得者」といいます。）が未定である場合を含みます。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければなりませんものとしします。

ア 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

ウ 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

エ 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容

オ 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的 など

(2) (1)は、当事者一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとしします（下限面積は設けません。）。

(3) 知事は、(1)の届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならないものとしします。

(4) (1)の届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、(1)のアからオまでに掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならないものとしします。

(5) (3)の手続は、(4)の変更の届出があった場合も同様としします。

## 16 届出情報の公開

知事は、15の(1)又は(4)の届出があった場合は、水資源保全地域の名称及び土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日について、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとしします。

## 17 届出者への助言

(1) 知事は、15の(1)の届出を受けた場合において、基本指針及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができることとしします。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとしします。

- (2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとします。
- (3) (1)の助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならないものとします。

#### 18 土地所有者等への助言

- (1) 知事は、水資源保全地域において、基本指針に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができるものとします。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとします。
- (2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとします。

#### 19 報告及び立入調査

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対して、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとします。
- (2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に 15 の(1)又は(4)の届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水資源の保全に及ぼす影響を調査させることができるものとします。
- (3) 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないものとします。

#### 20 勧告

知事は、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ア 15 の(1)又は(4)による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- イ 19 の(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 19 の(2)による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

#### 21 公表

- (1) 知事は、正当な理由がなく 20 による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができるものとします。
- (2) 知事は、(1)により公表しようとするときは、あらかじめ、勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えなければならないものとします。

## 22 水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求

知事は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができるものとします。

## 23 市町村の条例との関係

市町村が定める水源地域の保全に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しないものとします。

## IV 補則

### 24 補則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めるものとします。

## V 附則

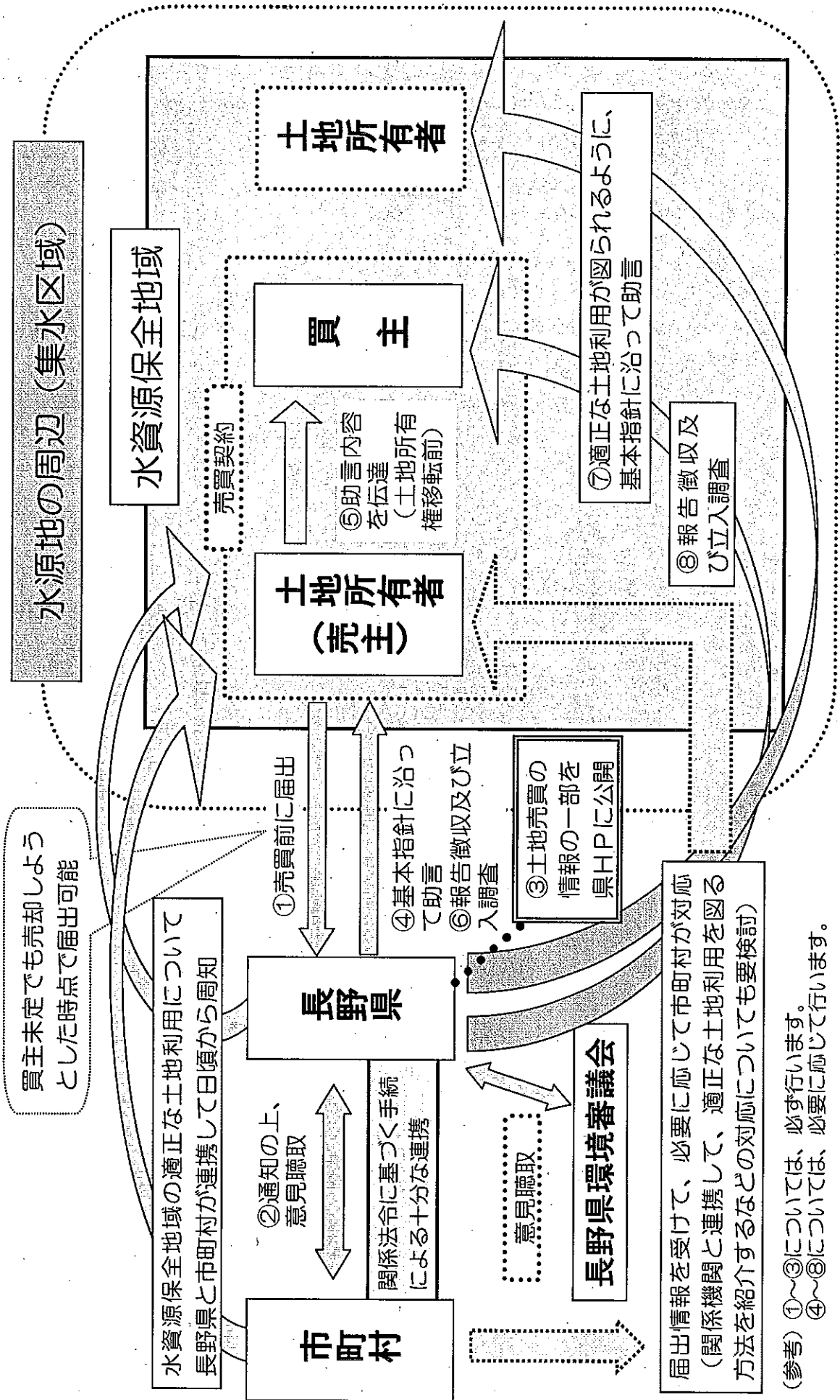
### 25 施行期日

この条例は、公布の日から施行するものとします。ただし、新たな届出制（15から21まで）については、条例の公布の日から一定の周知期間を設けた上で施行するものとします。

### 26 検討

この条例の規定については、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとします。

# 「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制のイメージ図



（参考）①～③については、必ず行います。  
④～⑧については、必要に応じて行います。